○佐久市佐久平交流センターピアノ選考委員会設置要項

平成30年3月23日 教育委員会決裁

(設置)

第1条 佐久市佐久平交流センター(以下「センター」という。)のピアノの購入にあたり、 センターにふさわしいピアノの選考のため、佐久市佐久平交流センターピアノ選考委員会 (以下「選考委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 選考委員会は、佐久市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の諮問に応じ、 次に掲げる事項を審議し、教育長に答申する。
 - (1) 購入するピアノの選考方法に関すること。
 - (2) センターにふさわしいピアノの機種の選考に関すること。
 - (3) その他、ピアノの選考に関し必要な事項に関すること。

(組織及び委員等)

- 第3条 選考委員会は、委員5人以内で組織する。
- 2 委員は、識見を有する者のうちから佐久市教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 選考委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、選考委員会を代表し、会議の議長を務める。ただし、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長を代行する。

(会議)

- 第5条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立し、出席委員の半数以上の賛成をもって決するものとする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明またはその意見を 聴くことができる。
- 4 選考委員会は、書面による持ち回りの審議をもって会議に代えることができる。 (会議の公開)
- 第6条 会議は、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に 損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を 与え、若しくは不利益を及ぼす恐れがあることから、公開しない。

(選考結果等の公表)

- 第7条 会議の議事録及び選考結果は市のホームページ等で公表する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員の氏名は教育長に答申した後に公表する。 (その他)
- 第8条 この要項に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要項は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。